

ご意見・ご要望等の申し出窓口設置について

平素は当法人運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上するために社会福祉法第 82 条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望（苦情を含める）申出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整えております。

当法人における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当者、第三者委員は下記のように設置しておりますのでお知らせいたします。

記

	わかたけ保育園	わかたけ元町保育園	わかたけ鳩峯保育園	所沢児童クラブ	第二所沢児童クラブ
相談解決責任者	新井 理香	斎藤 わか	斎藤 敦	斎藤 元伸	
受付担当者	義澤 園子	杉浦 由美	内田 千尋	引田 夏己	歌川 美和
第三者委員	森 玄枝 (Tel080-1192-3719)		江島 妙子 (Tel2958-4795)		

1. 意見・要望等の受付解決方法

(1)意見・要望等の受付

意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2)意見・要望等の受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。

(3)意見・要望等の解決のための話し合い

相談解決責任者は、相談者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、相談者は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者による意見・要望の内容の確認
- イ. 第三者による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4)都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本園で解決できない場合は、下記の埼玉県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。